

J H F 理事会議事録

日 時： 2016年10月20日(木) 13:30～17:00

場 所： J H F 事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 塩坂邦雄 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊

日下敏彦 塩坂邦雄 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

（出席理事7名。今理事会は定足数を満たし成立した）

5. 協議事項

5-1 F A I 種目別賞

内田会長より賞についての説明があり協議に入った。

議長（塩坂理事）：これは理事会で候補を挙げるのでしょうか、正会員に出してもらいたいと思います。

芦川理事：選抜方法が決まっていないのですよね。基準を明確にした方がよいと思います。

内田会長：世界基準があるので、これより厳しい基準は作れません。

大沢理事：候補者をノミネートしてリストにして選んで行けばよいのではないですか。あまり広く公募するものでもないですよね。

議長（塩坂理事）：ホームページに掲載をして自薦、他薦でも手が上がった人を理事会で決めたらどうですか。

安田副会長：今後のことは候補者と具体的に何をしたかをリストに書き出しして、今迄の受賞実績と比較をしながら推薦をしていけばよいです。

議長（塩坂理事）：今回、会長からの推薦者についてはどうするかだけです。将来のことは基準を作るということで、まだ早いとか反対する人がいるなら却下するのであれば、長く協議するより次の議題に進みたいので会長が判断してください。来年度以降のためには候補者をリストアップする等、担当は芦川理事お願いします。

内田会長：F A I 一般賞候補者は年末に来て1月迄に推薦依頼が来ます。今回の推薦は見送りましょう。

5-2 会長、役員選任方法の改定について

議長（塩坂理事）：会長の選任方法、役員選任方法を変えることで提案しました。事務局が事前に制度委員

会に確認をして審議事項ではないということですが協議をお願いします。

会長の選任方法ですが、今回は理事会では2名反対でしたが多数決で現会長が決まりましたが、本来はJHFをどうするか所信表明をして決めた方がよいと思います。若い人にも立候補してもらい組織が膠着しないためにもリーダーがこういうことをやりたいと示して総会での決議がよいと思います。役員についても定款では2年毎とは決まっていますが、これを最大で5期10年としたいということを理事会で発議をして総会で決めてもらえばよいと思います。

安田副会長：定款事項だし、理事の資格について理事会で提案するのはどうかと思います。JHFの組織は県連が正会員で理事会の合議でやっています。会長はJHF代表として色々な所へは行きますがそれ以上の権限はありません。今は勝手なことは出来ないシステムです。正会員から提案があればよいのですが、よくない理事がいたら選挙で落とした方が簡単で定款を変えることは大変です。役員や委員をやる人材も不足しているし、そんなに楽ではないことなのです。

市川理事：JHFは、公益認定等委員会から決められた定款の形でやりなさいとして認められています。本来役員は誰でも立候補ができて、会員が選んだ人が理事になり、理事の中から会長が決まります。これがモデル定款の原則です。それに基づいて公益社団法人は運営されています。役員の任期に制限はなく、誰でも続けてやりたければやれるというのが原則です。役員になれないのは親戚関係ばかり集まっていけないとか、同じ業界だけではいけない等です。定款の変更は基本的には総会で3分の2以上の承認が必要であり、変更申請を公益認定等委員会に提出をして認可を受けないと変更できません。定款を変更する際は、総会に諮る前に主務官庁の内諾を受けないとはいけません。事務的な手続きはそうなります。この件については、それなりの変更理由がないといけませんので、難しいと思います。

議長（塩坂理事）：公益でもきちんとやっている所もあります。JHFの意思決定として決めるというのであればよいのです。マニュアルに外れるから意見を切るというのは理由になりません。

大沢理事：変えるとなると具体的な事務手続きはどうするか。

議長（塩坂理事）：事務手続きは粛々とやるだけです。

安田副会長：そんなに簡単ではないと思います。会長を選挙で選ぶというのはどういう組織にするのですか？会長と理事の関係から根本的に考え直さないといけません。定款変更だけではなく組織の在り方から変えることになります。会長は何か、理事会は何か、権限分担はどうなるのかを変えることになります。

市川理事：公益認定等委員会で通れば定款変更になりますが、総会議決は行われても、主務官庁の内諾を受けていないと、認可か受けられないこともあります。

大沢理事：こういう提案が出た時はどうしますか？

市川理事：きちんとした理由が何か、どう組織を変えるか、委員会を作って議論して、定款の一つひとつを見直す必要がでます。認められるかは事前に主務官庁に相談をしながら調整する必要があります。JHFの定款は一般的な定款ですので、若い人の立候補を拒む条文はありません。会長を総会で選任するのであれば、理事会で会長を選べないという組織ということになります。会長を選ぶのは選ばれた理事の権限です。会長については、正会員が理事を選んで、その理事が会長を選んだのですから正会員の意思なのです。

芦川理事：理事会を変えるのであれば正会員が変わらないと変えられないということですね。

議長（塩坂理事）：前回の会長、副会長を選んだ時に総会の後にすぐ理事会でしたが、内田さんはこの2年

間をどう会長として進めていくのか所信表明されていない、それで会長を決めてよいのでしょうかということです。

安田副会長：その時点では理事に立候補して決まったすぐ後なので、理事立候補の意思表明書はありますが会長所信表明はありません。

岩村監事：会長というのは理事会の代表理事です。会長がこんな考え方だからこうなるという組織ではありません。ただ今回会長を決めた時のように時間がない中で決まってしまった。本質的にはそれぞれの理事から委任する部分もあるので、本来はそのように決めるべきではありますが、会長の意識はあまり関係ありません。代表ではあるので、ある程度の意見が理事会の中にも入って来ることもあります。それがいやであれば理事会で反対をしてとりまとめればよいことです。

大沢理事：何回かのイベントで担当理事がいるのに代表理事だけが対応していたという話ですよね。

市川理事：一般的に常勤の理事がいない場合、主務官庁は常勤の理事を置くように指導をしていますが、JHFに対しては予算規模が小さいためなのか、そういう指示はありません。緊急の対応等が必要な場合は担当理事が調整できるかということ、普通は対応できません。常勤理事がいないので、全体を把握している代表理事が対応しないとイケませんね。

大沢理事：担当理事はいることですので、急ぎの時でも理事会に報告をしていたら納得は出来るのです。

芦川理事：メールだけでも報告すべきだったことですし、案件の規模として連盟でやるべきなのか、正会員でやるべきではないかということは相違がありました。組織上は正会員があつての理事会でもあるので、各県で行われるイベントについては正会員の顔を立てるべきだと思っています。拒否されたらその時に近隣等で考えればよいことです。

議長（塩坂理事）：では協議事項で決議することではありませんので、皆さまの意見を言っていたということですよ。

日下理事：やはり東京でイベントが実現出来たことはよいのですが、JHF本体の行事にしていますが会長は都連の理事長でもあるので東京都連で対応も出来たと思います。

内田会長：そのエリアは日本航空協会がイベントをやっていたので日本航空協会に依頼が来たのですが、日程が決まり公園側から連絡があつた時に航空協会は佐賀で熱気球世界選手権なので都合がつかずJHFが協力しますと言いました。来年はその話が出たら東京都連に依頼します。

議長（塩坂理事）：その問題については後で話しましょう。次は報告事項です。

6 報告事項について 下記それぞれ以下のとおり報告された。

- 6-1 体験会イベント報告
- 6-2 フライヤー会員登録・技能証発行実績
- 6-2 予算実績表
- 6-3 預金・郵便振替等月末残高

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)

理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

日下敏彦 印

塩坂邦雄 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子